平成２４年（フ）第１６４７号
埼玉県川口市安行出羽４丁目11番21号　ガーデンハイム103号、旧住所埼玉県川口市大字安行慈林568番地の19
債務者　上督美穂子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７００号
さいたま市西区大字宝来1619番地４　アクアイースト402号室
債務者　有働佳津雄
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８０号
さいたま市南区辻１丁目５番５―203号
債務者　佐々木英雄
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０１号
さいたま市南区大字大谷口5709番地　パークシティ浦和２―205号
債務者　鈴木　伸一
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１４号
さいたま市見沼区島町１丁目２番地５　アニューガーランド203号、旧住所埼玉県川口市北園町14番16号　スピティ北園101
債務者　六倉　華代（旧姓竹吉）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４６号
さいたま市見沼区春野１丁目２番２―506号
債務者　白石　久子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５９号
埼玉県久喜市栗原３丁目４番地19　コーポ・アネックスＤ棟203、旧住所埼玉県久喜市久喜東２丁目36番７号
債務者　町田富美江
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６０号
埼玉県久喜市栗原３丁目４番地19　コーポ・アネックスＤ棟203、旧住所埼玉県久喜市久喜東２丁目36番７号
債務者　町田　　満
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７５号
埼玉県上尾市小泉１丁目８番地７　アムール・小泉102
債務者　小椋　衛次
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８１号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目143番地２ニューメゾン201
債務者　見澤　貴広
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９７号
さいたま市浦和区常盤１－８―17　菱和パレス浦和常磐公園404号、住民票上の住所神奈川県相模原市南区西大沼１丁目５番21号
債務者　山下　信之
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
福岡県京都郡苅田町神田町２丁目５番地１グレイス神田301
債務者　相良実枝子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４９７号
鹿児島県熊毛郡中種子町野間10935番地１277号室
債務者　羽生ミヨ子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目96番地　久場川市営住宅４―104
債務者　喜久川千鶴子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１号
沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄133番地
債務者　金城　秀吉
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４４２号
東京都府中市片町２丁目20番地の３サンノーブル608
債務者　安藤万理子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前11時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４２号
釧路市駒場町６番７号　レジデンスセルシオ駒場２号館102号室
債務者　清水　貴宏
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前９時30分

釧路地方裁判所